

# お墓は心のよりどころ

ご先祖様の供養の気持ちを表したものがお墓です。

子供が生まれた時



出産の報告とお礼と、行く末までの幸せをお祈りします。

お嫁にゆく時



手を合わせ、今日まで守って下さったお礼と新たな決意を誓ってゆきます。

新築された時



ご先祖様に報告し、感謝の心で一家の繁栄と幸せを願います。

花嫁を迎える時



花嫁がついたら婚家のご先祖様にご挨拶をし、新しい一家の一人として報告します。

悩み事がある時



悩みをうちあけ対話することにより、新たな勇氣と生きる喜びが生まれます。

入学・合格・卒業



喜びと感謝、そして新たな決意をご先祖様に報告します。

## お墓について 基礎知識

●お墓を建てるには1〜2ヶ月かかります

●お墓を建てる前に、墓石の質や大きさ、形、刻字の内容などを決めます。近年では、生前にお墓を建てる方が増えています。生前に建てることを寿陵といひ、善根あるものとされています。

●墓石を建てたら、入魂式と納骨を行います

●墓石を建立したら、僧侶と親戚を招いて入魂式を行います。墓前と近くのお墓にも線香と供物を供えます。読経、除穢、焼香などの入魂式を行った後、納骨します。

●お盆とお彼岸にはお墓参りを忘れずにお盆と春・秋のお彼岸には、家族揃ってお参りをしましょう。お墓参りに行ったら、まず墓石を洗ったり、まわりをキレイにし、線香・仏花 お供え物します。

## ほっと 公的年金に課税される所得税：払い過ぎていませんか？

公的年金(老齢年金・一定の年齢に達することにより支給される年金)にも所得税が課税されています。

なお、同じ公的年金でも、遺族年金や障害年金については、支給される年金額に関係なく、所得税や住民税は課税されません。そして、老齢年金を受給されている方の場合でも、所得税が課税されているという認識があまりないかもしれません。

その理由としては、一定金額以上の年金受給者に対しては、支給される年金額から、一定の所得税額を天引きした上で、みなさんへ年金を支給しているからです。

毎年、11月頃に日本年金機構から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」と略します)が送られてきます。この用紙に配偶者の有無などを記入して返送されている方も多いでしょう。

返送されていない方は、必ず、返送するようにしましょう。返送しなければ、確定申告で調整することはできませんが、毎月、差し引かれる所得税額が多くなってしまう。

しかし、「扶養親族等申告書」は、所得税を計算する上での、配偶者控除、

扶養控除などの人的控除(所得から一定の金額を差し引くこと)などの申告になります。

支給される年金から控除されていない健康保険の保険料などの社会保険料控除。生命保険の保険料などの生命保険料控除。医療費が多くかかった場合の医療費控除などの控除がある場合は、確定申告をしなければ、所得税を多く払い過ぎてしまうことになる場合も多いのです。

もし、健康保険料、生命保険料などを支払っている場合、「扶養親族等申告書」の提出だけではなく、確定申告もするようにしましょう。

確定申告を行うとなると、「手間がかかる…」、「複雑でややこしそう…」と思われる方も多いでしょう。

しかし、一度、確定申告の方法を理解してしまえば、毎年、同じ作業を繰り返すだけです。

確定申告の方法も、事前に税務署や税理士に相談すれば、親切・丁寧に教えてくれます。詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。

ファイナンシャルプランナー  
(CFPR)・1級FP技能士  
岡田 佳久

お便り・ご意見募集しています  
お気軽に皆様のお話をお聞かせ下さい!  
住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、

〒666-0117  
兵庫県川西市東畦野字長尾2-13  
川西大霊苑内「霊苑だより 投稿係」まで

ご応募  
お待ちしております

